

令和8年8月

第8回 つくば市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年8月12日 午後1時30分

場 所 つくば市役所 コミュニティ棟1階 会議室3

出席委員

1番	關 元章	2番	飯泉 厚彦
3番	横田 晋吾	4番	飯島 秀幸
5番	飯岡 宏記	6番	石田 真也
7番	中島 信夫	9番	岡田 実
10番	雨貝 洋子	11番	白石 悟
12番	對崎 徳男	13番	大野 博司
14番	石島 繁	15番	加園 秀信
16番	吉田 新一	17番	青木 道子
19番	野堀 良夫	20番	飯島 孝一
21番	遠藤 道夫	22番	飯野 和男
24番	蛭原 昇		

欠席委員

8番 関口 和美

出席農業委員会事務局職員

農業委員会	事務局長	鳴海 秀秋
農業行政課	課 長	下田 裕久
農業行政課	課長補佐	飯泉 亮成
農業行政課	係 長	小池 和弘
農業行政課	係 長	西村 孝之
農業行政課	主 査	大野 敏寿

1. 本日の会議に付した案件

日程第1 議事録署名委員の選任について

日程第2 議案第 1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第 2号 農地法第4条の規定による許可について

	議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による権利の設定・移転の許可について
	議案第 4 号	現況証明の発行可否について
	議案第 5 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について
	議案第 6 号	つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
	議案第 7 号	農地法第 5 条第 4 項の規定による協議について
	議案第 8 号	農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定による地域計画変更案に対する意見について
	議案第 9 号	令和 9 年度国・県農業施策に対する意見・要望（案）について
	議案第 10 号	つくば市農業経営強化の促進に関する基本的な構想の策定に係る意見について
日程第 3	報告第 1 号	農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
	報告第 2 号	農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第 3 号	農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による市街化区域内の農地転用届出について
	報告第 4 号	農地法第 4 条の規定による制限除外の農地の移動届について
	報告第 5 号	農地法第 5 条の規定による制限除外の農地の移動届について
	報告第 6 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
	報告第 7 号	つくば市農地移動適正化あっせん基準第 6 の 1 によるあっせん結果について
	報告第 8 号	農地等の現況に係る照会に対する回答について

【午後 1 時 30 分 開会】

事務局（鳴海事務局長）

本日は、お忙しい中、令和 8 年第 8 回総会に御出席いただきまして、ありがとうございます。

開会に先立ちまして、飯野会長より御挨拶をいただきたいと思います。

会 長（飯野 和男）

皆さん、こんにちは。お忙しいところ、御苦労さまでございます。

令和 8 年第 8 回農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位の御出席を賜り、ありがとうございます。

来週は、台風が来るというような予報が出ておりますが、稲作への影響が出ないことを

願っているところです。

引き続き、暑い日が続きますが、体調に十分注意しながら農作業を頑張っていただきたいと思います。

本日は、御苦労さまでございます。

事務局（鳴海事務局長）

ありがとうございました。

総会の議長につきましては、つくば市農業委員会会議規則第6条により、会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行を飯野会長にお願いいたします。

開会の宣告

会 長（飯野 和男）

それでは、ただいまから令和8年第8回総会を開会します。

これより議事に入りますが、本日、議席8番の関口委員より欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。本日の出席委員数は21名で、定足数に達していることから、令和8年第8回つくば市農業委員会総会は成立しております。

それでは、議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1 議事録署名委員の選任について

議 長（飯野 和男）

まず、日程第1、議事録署名委員の選任を行います。つくば市農業委員会会議規則第25条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、議事録署名委員は、議席15番加園秀信委員、議席16番吉田新一委員にお願いします。

また、本日の会議書記は、事務局の小池係長にお願いします。

日程第2に入る前に、発言についての注意事項を申し上げます。会議規則第14条の規定のとおり、発言するときは起立し「議長」と呼び、自分の氏名を告げ、議長の許可を得てから簡潔明瞭に発言してください。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第2、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についてを議題としたいと思います。提出番号9番については、議案第3号 農地法第

5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号 17 番と関連する一体の事業であることから、議案第 1 号の審議から提出番号 9 番を除き、議案第 3 号の審議と併せて議題とすることによってよろしいでしょうか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

それでは、日程第 2、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号 9 番を除いて議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案第 1 号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いします。

まず、豊里地区分について、石田委員、お願いします。

石田真也委員

去る 8 月 5 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号 1 番について、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 2 番について、野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 3 番について、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 1 番から 3 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、中島委員、お願いします。

中島信夫委員

去る 8 月 4 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号 4 番について、水稻・野菜・果樹を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

提出番号5番について、農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号6番について、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻・野菜を作付けする予定です。

提出番号7番について、農業開始のため申請するもので、申請地には水稻・野菜を作付けする予定です。

提出番号8番について、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号4番から8番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯岡委員、お願いします。

飯岡宏記委員

去る8月4日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号10番については、申請者は野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号11番については、申請者は水稻・芝・野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号12番については、農業を開始するために申請されたもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号13番、14番については、同一申請人のため、一括して説明いたします。

申請者は、水稻・野菜を作付けしている農家で、申請地には水稻・野菜を作付けする予定です。

提出番号15番については、申請者は水稻・小麦を作付けしている農家で、申請地には水稻を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号10番から15番については、農機具等も確保しており、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、關委員、お願いします。

關 元章委員

去る 8 月 5 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号 16 番については、野菜を作付けしている農家で、申請地には水稲・野菜を作付けする予定です。

提出番号 17 番については、水稲・野菜・花木を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 18 番については、水稲・野菜・芝を作付けしている農家で、申請地には水稲を作付けする予定です。

提出番号 19 番については、水稲・野菜・果樹を作付けしている農家で、申請地には果樹を作付けする予定です。

提出番号 20 番から 22 番については、同一申請人のため、一括して説明します。

申請人は、水稲を作付けしている農家で、申請地には水稲を作付けする予定です。

提出番号 23 番については、農業を開始するために申請されたもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 24 番から 27 番については、同一申請人のため、一括して説明します。

申請人は、水稲・果樹を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 28 番については、水稲・野菜を作付けしている農家で、申請地には果樹を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 16 番から 28 番については、農機具等も確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いします。

吉田新一委員

去る 8 月 6 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号 29 番については、申請者は水稲・芝・栗・梅を作付けしている農家で、申請地には芝と野菜を作付けする予定です。

提出番号 30 番については、申請者は野菜を作付けしている農家で、申請地には野菜を作付けする予定です。

提出番号 31 番から 36 番については、同一申請者のため、一括して説明します。

申請者は、ブドウと陸稲を作付けしている農家で、申請地には陸稲を作付けする予定です。

提出番号 37 番については、申請者は農業開始のため申請するもので、申請地には野菜を作付けする予定です。

以上のことから、提出番号 29 番から 37 番については、農機具等を確保しており、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一

層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第1号の提出番号1番から8番、10番から37番の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、議案第1号の提出番号1番から8番、10番から37番に対する質疑を終結します。

これより採決します。

議案第1号の提出番号1番から8番、10番から37番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番から8番、10番から37番について、許可することに決定します。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いします。

まず、豊里地区分について、石田委員、お願いします。

石田真也委員

去る 8 月 5 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号 1 番について、農地区分は農用地区域内農地です。

申請者は、市内で農業を営む法人です。今般、事業の拡大に伴い、農業機械の保管場所が不足していることから、農業用倉庫用地として申請されたものですが、申請地の一部を許可を得ることなく転用してしまっていることから、始末書が添付されています。

許可後の利用方法は、倉庫 2 棟を建築し、農業機械や肥料等を保管する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 2 番について、農地区分は農用地区域内農地です。

申請者は、市内で農業を営む個人です。今般、一時転用の期間満了に伴い、営農型太陽光発電施設用地として申請するもので、許可日から 3 年間の一時転用です。

また、下部農地では、申請人が引き続きサカキを作付けする計画となっております。

許可後は、既に設置されている 325W パネル、288 枚を引き続き利用する計画で、最低地上高を 2 m 確保しています。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っています。

以上のことから、提出番号 1 番、2 番については、一般基準に適合の上、農用地区域内農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いします。

吉田新一委員

去る 8 月 6 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号 3 番について、農地区分は農用地区域内農地です。

申請者は、農業と太陽光発電事業を営む個人です。今般、営農型太陽光発電施設の一時転用期間が満了することから再申請するもので、下部農地には、引き続きソバと柿を栽培する予定です。

許可期間は、令和 8 年 9 月 16 日から令和 11 年 9 月 15 日までで、3 年間の一時転用です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号 4 番については、農地区分は第 3 種と判断いたしました。

申請者は、市内で兼業農家を営む個人です。今般、近接する市街化区域で飲食店を営む個人が、既存で使用している来客用駐車場について、土地所有者に返却することとなり、店舗運営に支障を来すことから、代わりとなる新たな駐車場を確保したいとの意向を受け、貸駐車場用地として整備すべく、申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をロープで囲い、全面を碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車 27 台分の駐車スペースを設け、近隣の店舗に一括で貸し付ける計画です。資金については貸し先からの資金提供で賄う予定です。

以上のことから、提出番号３番、４番については、一般基準を満たしており、農用地区域内農地の例外許可規定及び第３種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第２号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第２号に対する質疑を終結します。

これより採決します。

議案第２号について、許可することに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第２号 農地法第４条の規定による許可については、許可することに決定します。

なお、提出番号３番については、営農型太陽光発電に係るガイドラインに基づき、申請に係るパネル支柱部の面積と下部農地の合計面積が30 a を超える案件になりますので、常設審議委員会に諮問の上で、許可することにします。

議案第３号 農地法第５条の規定による権利の設定・移転の許可について

議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定・移転の許可について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第３号 農地法第５条の規定による権利の設定・移転の許可について、議案第１号 農地法第３条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号９番を一括して議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案第３号、議案第１号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、

担当委員より調査結果の報告をお願いします。

まず、豊里地区分について、石田委員、お願いします。

石田真也委員

去る8月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号1番について、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号2番について、農地区分は農用地区域内農地です。

申請者は、市内で社会福祉事業を営む法人ですが、関係法令協議を現に行っているため、調整するよう指導すべく、継続審議としました。

提出番号3番について、農地区分は農用地区域内農地です。

申請者は、市内で社会福祉事業を営む法人ですが、関係法令協議を現に行っているため、調整するよう指導すべく、継続審議としました。

提出番号4番について、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号5番、6番については、事業として一体の計画のため、一括して説明します。

農地区分は農用地区域内農地です。

申請者は、市内で社会福祉事業を営む法人ですが、関係法令協議を現に行っているため、調整するよう指導すべく、継続審議としました。

以上のことから、提出番号2番、3番、5番、6番については継続審議。提出番号1番、4番については、一般基準に適合の上、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、中島委員、お願いします。

中島信夫委員

去る8月4日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号7番について、農地区分は第2種と判断しました。

申請者は、県外で太陽光発電事業を営む法人です。今般、事業用地を探していたところ、適切な事業用地が見つかったことから、申請地を取得し、太陽光発電施設用地として申請するものです。

なお、電力の固定価格買取制度を用いず、電気小売事業を営む法人に発電した電力を売電する計画となっております。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、雨水は敷地内浸透処理とした上で、640

Wパネルを162枚、パワーコンディショナー8台を設置する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号8番について、農地区分は第3種と判断しました。

周辺環境より、需要が見込まれることから、申請地を取得し、建売住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、木造平屋建て住宅を1棟建築する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号9番について、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号10番について、農地区分は第3種と判断しました。

周辺環境より、需要が見込まれることから、申請地を取得し、建売住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、木造2階建て住宅を3棟建築する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号11番について、農地区分は第3種と判断しました。

周辺環境より、需要が見込まれることから、隣接地で建売住宅を建築予定ですが、居住者のためのごみ集積所が必要なことから、申請地を取得し、ごみ集積所用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、ごみ集積所を1基設置する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号12番について、農地区分は第2種と判断しました。

申請者は、市内で建設重機を含む自動車等の買取り、販売を行っている法人です。事業の拡大に伴い、既存車両置場が手狭になってきたため、申請地を取得し、車両置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、周囲をロープで囲い、全面碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車12台、建設車両3台、バックホウ2台を置く計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号13番について、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、現在、実家住まいですが、独立した生活をすべく、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号14番について、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号15番について、農地区分は第3種と判断しました。

申請人は、隣接地で自己用住宅を建築予定ですが、居住者のためのごみ集積所が必要なことから、申請地を取得し、ごみ集積所用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、ごみ集積所を1基設置する計画で、資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号16番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県外に本店を置く運送業を営む法人です。今般、事業を拡大することから申請地を取得し、倉庫用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、雨水は水路へと放流処理とし、緑地帯を設けた上で倉庫2棟を建築し、従業員用の駐車スペースを普通自動車100台分確保する計画です。資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っています。

以上のことから、提出番号7番から16番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定、第2種農地、第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛸原委員、お願いします。

蛸原 昇委員

去る8月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号17番と議案第1号の提出番号9番については、営農型太陽光発電事業に係る一体の事業であることから、一括して説明します。

申請地の農地区分は第1種と判断しました。

申請者は、県外に本店を置く太陽光発電事業を営む法人です。今般、転用期間満了に伴い、議案第1号の提出番号9番については、区分地上権の設定をするため申請するものです。議案第3号の提出番号17番については、営農型太陽光発電施設用地として申請するもので、許可日から3年間の一時転用です。

また、下部農地では、県外に本店を置く農地所有適格法人が引き続きサカキを作付けする計画となっております。

許可後は、既に設置されている415Wパネル、280枚を引き続き利用する計画で、最低地上高を2.7m確保しています。資金については自己資金で賄い、関係法令との協議は整っています。

以上のことから、議案第1号の提出番号9番については、農地法第3条第2項ただし書きの区分地上権であるため、許可しても差し支えないと思われします。議案第3号の提出番号17番については、一般基準に適合の上、第1種農地の例外許可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われしますが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、大穂地区分について、飯岡委員、お願いします。

飯岡宏記委員

去る 8 月 4 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号18番について、農地区分は第 1 種と判断しました。

申請者は、市内に本店を置く運輸業を営む法人です。現在、申請地の近接地にバス車両及び従業員の自動車を駐車して使用しておりますが、業務の効率化を図るべくバスの洗車場を新たに整備する予定で、既存で駐車している車両の駐車スペースを確保することから、申請地を借り受け、駐車場用地として使用すべく申請されたものです。

許可後の利用方法は、周囲をロープで囲い、全面を碎石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、普通自動車26台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄います。

提出番号19番について、農地区分は第 3 種と判断しました。

申請者は、市内で不動産賃貸業を営む法人で、今般、申請地周辺の住環境が良く、需要が見込まれることから、申請地を取得し、共同住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、木造 2 階建ての共同住宅を 1 棟建築する計画で、資金については金融機関からの融資と自己資金で賄い、関係法令協議は整っています。

提出番号20番について、農地区分は第 2 種と判断しました。

申請者は、全国的に太陽光発電事業を展開している法人です。今般、事業用地を探していたところ、適切な事業用地が見つかったことから、申請地を取得し、太陽光発電事業用地として申請されたものですが、申請地の一部を無断で使用してしまったことから、始末書つきでの申請となっております。

許可後の利用方法は、周囲をフェンスで囲い、雨水は敷地内浸透処理とした上で、590 Wパネルを132枚設置する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っています。

以上のことから、提出番号18番から20番については、一般基準を満たしており、第 1 種農地及び第 2 種農地の例外許可規定並びに第 3 種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、筑波地区分について、關委員、お願いします。

關 元章委員

去る 8 月 5 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号21番について、農地区分は第 2 種と判断しました。

申請者は、現在、市外の借家に住んでいますが、手狭なため、実家の隣接地を受贈し、自己用住宅用地として申請されたものですが、許可を得ることなく使用してしまっていることから、始末書が添付されています。資金については、父親からの資金提供と金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っています。

以上のことから、提出番号21番については、一般基準に適合の上、第 2 種農地の例外許

可規定に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いします。

吉田新一委員

去る 8 月 6 日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号22番について、農地区分は第3種と判断しました。

申請者は、現在、持ち家に住んでおりますが、両親と同居することになったことから、申請地を取得し、新たな自己用住宅用地として申請するものです。資金については自己資金及び借入金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号23番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号24番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号25番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、県内で不動産業を営む法人です。周辺の住環境が良く、需要が見込まれることから、申請地を取得し、建売住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、木造2階建ての住宅を3棟建築する計画で、資金については自己資金で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号26番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は、市内で建設業を営む法人です。昨今、近隣市町村での工事受注が増加し、工事のたびに本社付近の資材置場まで往復しておりましたが、効率が悪く、業務運営に支障を来していることから、申請地を取得し、資材置場用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、重機3台、トラック5台、砕石200m³、二次製品等を置く計画です。資金については自己資金で賄う予定です。

提出番号27番については、農地区分は第3種と判断いたしました。

申請者は個人で、今般、新たに不動産業を営むべく、住環境が良く、需要が見込まれる申請地を共同住宅用地として申請するものです。

許可後の利用方法は、鉄骨2階建ての共同住宅1棟を建築し、普通自動車20台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号28番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

提出番号29番については、農地区分は第1種と判断いたしました。

申請者は、現在、借家住まいですが、将来のことを考え、申請地を取得し、自己用住宅用地として申請するものです。資金については金融機関からの融資で賄い、関係法令協議は整っております。

以上のことから、提出番号22番から29番については、一般基準を満たしており、第1種農地の例外許可規定及び第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第1号の提出番号9番、議案第3号の説明及び報告が終わりました。

議案第3号の提出番号2番、3番、5番、6番は、継続審議との報告がありましたので、継続審議分を先に審議します。

議案第3号の提出番号2番、3番、5番、6番について、質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共ないようですので、議案第3号の提出番号2番、3番、5番、6番に対する質疑を終結します。

これより採決します。

議案第3号の提出番号2番、3番、5番、6番については、石田委員報告のとおり、継続審議とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号2番、3番、5番、6番については、継続審議とします。

続きまして、議案第1号の提出番号9番、議案第3号の提出番号1番、4番、7番から29番の質疑に入ります。

意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないようですので、これにて議案第1号の提出番号9番、議案第3号の提出番号1番、4番、7番から29番に対する質疑を終結します。

これより採決します。

議案第1号の提出番号9番、議案第3号の提出番号1番、4番、7番から29番について、許可することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号9番、議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定・移転の許可についての提出番号1番、4番、7番から29番については、許可することに決定します。

なお、提出番号16番につきましては、転用する面積が30 a を超える案件ですので、常設審議委員会に諮問の上で、許可することにします。

議案第4号 現況証明の発行可否について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第4号 現況証明の発行可否についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案第4号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、各地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いします。

まず、豊里地区分について、石田委員、お願いします。

石田真也委員

去る8月5日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号1番については、20年以上前より駐車場として利用されており、現在も同様の状況となっています。

以上のことから、提出番号1番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、中島委員、お願いします。

中島信夫委員

去る8月4日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号2番については、不耕作により山林及び原野状態となり、現在も同様の状況となっています。

提出番号3番については、20年以上前より宅地として利用され、現在も同様の状況となっています。

以上のことから、提出番号2番、3番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、荃崎地区分について、蛸原委員、お願いします。

蛸原 昇委員

去る8月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号4番については、不耕作により原野状態となり、現在も同様の状況となっています。

提出番号5番については、不耕作により原野状態となっており、現在も同様の状況となっています。

以上のことから、提出番号4番、5番については、非農地証明の範囲と認められることから、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、吉田委員、お願いします。

吉田新一委員

去る8月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告いたします。

提出番号6番については、20年以上前より宅地として利用しており、現在も同様の状況となっております。

提出番号7番については、20年以上前より駐車場用地として利用されており、現在も同様の状況となっております。

以上のことから、提出番号6番、7番については、非農地証明の範囲と認められること

から、証明しても差し支えないと思われませんが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第4号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いします。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第4号に対する質疑を終結します。

これより採決します。

議案第4号について、証明発行可とすることに異議ありませんか。

＜「異議なし」と呼ぶ者あり＞

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第4号 現況証明の発行可否については、証明発行可とすることに決定します。

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案書25ページです。

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について、御説明いたします。

こちらは、市長より令和8年7月16日付けで、農用地利用集積等促進計画案の意見を求められているものです。

整理番号1番、豊里地区で10年間の賃借権を設定するものです。

以降、整理番号15番までのとおりとなり、豊里地区5件、谷田部地区2件、筑波地区5件、桜地区3件となります。

なお、計画案につきましては、茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するものとなっています。

以上で説明を終わります。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、整理番号4番、5番、15番については、議事参与の制限案件に該当しますので、これらを除いて審議いたします。

整理番号1番から3番、6番から14番について、質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて整理番号1番から3番、6番から14番に対する質疑を終結します。

これより採決します。

整理番号1番から3番、6番から14番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号1番から3番、6番から14番を原案のとおり異議なく承認することに決定します。

続きまして、整理番号4番、5番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、對崎委員の退席を求めます。

（對崎徳男委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、整理番号4番、5番について質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて整理番号4番、5番に対する質疑を終結します。

これより採決します。

整理番号4番、5番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号4番、5番について、原案のとおり異議なく承認することに決定します。

對崎委員の復席を求めます。

（對崎徳男委員 復席）

議 長（飯野 和男）

続きまして、整理番号15番を審議願うわけですが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、中島委員の退席を求めます。

（中島信夫委員 退席）

議 長（飯野 和男）

それでは、整理番号15番について質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて整理番号15番に対する質疑を終結します。

これより採決します。

提出番号15番を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についての整理番号15番について、原案のとおり異議なく承認することに決定します。

中島委員の復席を求めます。

（中島信夫委員 復席）

議案第 6 号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 6 号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（西村係長）

議案書40ページになります。

議案第 6 号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明いたします。

こちらは、市長より令和 8 年 7 月 9 日付けで、農業振興地域整備計画の変更について意見を求められているものです。

整理番号 1 番、豊里地区において自己用住宅敷地として申請されたものです。

以降、整理番号16番までのとおりとなり、豊里地区 5 件、谷田部地区 2 件、大穂地区 5 件、桜地区 4 件となります。

以上でございます。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありました。

地区ごとに調査を実施しておりますので、担当委員より報告をお願いします。

まず、豊里地区分について、野堀委員、お願いします。

野堀良夫委員

去る 7 月 24 日に行った農業振興地域整備促進協議会、並びに 8 月 5 日に行った豊里地区の現地調査の審議結果について報告します。

整理番号 1 番から 5 番については、除外後の農地区分は第 1 種農地であり、転用の目的等から、第 1 種農地の例外許可規定を満たすと判断しました。

以上のことから、整理番号 1 番から 5 番については、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、谷田部地区分について、事務局より報告をお願いします。

事務局（大野主査）

去る 7 月 24 日に行った農業振興地域整備促進協議会、並びに 8 月 4 日に行った谷田部地区の現地調査の審議結果について報告いたします。

整理番号 6 番、7 番については、除外後の農地区分は第 1 種農地であり、転用の目的等

から、第1種農地の例外許可規定を満たすと判断しました。

以上のことから、整理番号6番、7番については、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

続きまして、大穂地区分について、石島委員、お願いします。

石島 繁委員

去る7月26日に行いました地区農業振興地域整備促進協議会における現地調査、並びに8月4日の審議結果について御報告いたします。

整理番号8番から10番については、除外後の農地区分は第1種農地であり、転用の目的等から、第1種農地の例外許可規定を満たすと判断しました。

整理番号11番、12番については、除外後の農地区分は第1種農地ですが、転用の目的等から、第1種農地の例外許可規定を満たさないため、許可の見込みはないと判断いたしました。

以上のことから、整理番号11番、12番について、農業振興地域整備変更計画を変更しても農地転用の許可の見込みがないと思われます。整理番号8番から10番については、農業振興地域整備変更計画を変更しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

続きまして、桜地区分について、事務局より報告をお願いします。

事務局（大野主査）

去る7月23日に行った桜地区農業振興地域整備促進協議会における現地調査、並びに8月6日に行った桜地区現地調査会の審議結果について報告いたします。

整理番号13番から16番については、除外後の農地区分は第1種農地であり、転用の目的等から、第1種農地の例外許可規定を満たすと判断しました。

以上のことから、整理番号13番から16番については、農業振興地域整備計画を変更しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第6号の説明及び報告が終わりました。

提出番号11番、12番については、変更に不同意との報告がありましたので、こちらを先に審議いたします。

議案第 6 号の提出番号11番、12番について、質問、意見等ありましたらお願いいたします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、議案第 6 号の提出番号11番、12番に対する質疑を終結します。

これより採決します。

提出番号11番、12番については、つくば農業振興地域整備計画の変更に関し、不同意とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第 6 号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見についての提出番号11番、12番については、変更不同意とすることに決定します。

続きまして、議案第 6 号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見についての提出番号 1 番から10番、13番から16番の質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて議案第 6 号の提出番号 1 番から10番、13番から16番に対する質疑を終結します。

これより採決します。

提出番号 1 番から10番、13番から16番について、つくば農業振興地域整備計画の変更に同意することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第 6 号 つくば農業振興地域整備計画の変更に係る意見についての提出番号 1 番から10番、13番から16番については、変更に同意することに決定します。

議案第 7 号 農地法第 5 条第 4 項の規定による協議について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第7号 農地法第5条第4項の規定による協議についてを議題とします。
事務局の提案説明を求めます。

事務局（大野主査）

議案書42ページです。

議案第7号 農地法第5条第4項の規定による協議について御説明いたします。

提出番号1番、桜地区において賃貸借権を設定し、駐車場用地とするものです。

以上です。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局から説明がありましたが、桜地区において調査を行っておりますので、吉田委員より調査結果の報告をお願いします。

吉田新一委員

去る8月6日に行った現地調査、並びに審議結果について報告します。

提出番号1番について、農地区分は第1種と判断しました。

協議者は茨城県となります。

昨今、茨城県立つくば特別支援学校において、児童生徒数の増加により、職員及び送迎車両の駐車場が不足しており、学校の運営に支障を来していることから、申請地を借り受け、駐車場用地として整備すべく、協議するものです。

協議成立後の利用方法は、全面を砕石敷きとし、雨水は敷地内浸透処理とした上で、職員用として37台、送迎車両用として23台分の駐車スペースを確保する計画で、資金については自己資金で賄う予定です。

以上のことから、提出番号1番については、協議成立としても差し支えないと思われますが、なお一層各委員の御審議をお願いします。

以上で報告を終わります。

議 長（飯野 和男）

ありがとうございました。

以上で、議案第7号の説明及び報告が終わりました。

これより質疑に入ります。

質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第7号に対する質疑を終結します。

これより採決します。

議案第7号について、吉田委員報告のとおり協議成立とすることに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第 7 号 農地法第 5 条第 4 項の規定による協議については、協議成立とすることに決定します。

議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定による地域計画変更案に対する意見について

議 長（飯野 和男）

次に、議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定による地域計画変更案に対する意見についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（小池係長）

それでは、議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定による地域計画変更案に対する意見についてを御説明いたします。

こちらは、令和 7 年 3 月に策定した地域計画について、農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定により、地域計画変更時にも、市町村長は農業委員会へ意見を求めることとなっております。

該当変更区域は 3 区域で、第 11 区は位置づけの取りやめが 6 筆、第 20 区は位置づけの取りやめが 8 筆、第 22 区は除外が 1 筆で、計 15 筆の計画変更となります。

農業委員会の意見としましては、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと考える
と回答することによってよろしいでしょうか。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、これにて議案第 8 号に対する質疑を終結します。

これより採決します。

議案第 8 号を原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議 長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第 8 号 農業経営基盤強化促進法第 19 条第 6 項の規定による地域計画変更案に対する意見については、原案のとおり決定し

ます。

議案第9号 令和9年度国・県農業施策に対する意見・要望（案）について

議長（飯野 和男）

次に、議案第9号 令和9年度国・県農業施策に対する意見・要望（案）についてを議題とします。

本案については、農業政策専門委員会で審議しておりますので、大野委員長より報告をお願いします。

大野博司委員

農業政策専門委員会より、議案第9号 令和9年度国・県農業施策に対する意見・要望（案）について御説明いたします。

ページは、44から47ページを御覧ください。

こちらは、農業委員及び推進委員の皆様方より提出いただきました意見を基に、本日総会前に開催した本委員会において協議を行い、原案として決定いたしました。

意見・要望としては、5項目となります。農地の保全・有効利用対策、担い手経営対策、基本農政の確立対策、農業委員会組織対策、その他として、有機農業の推進の五つとなりました。それぞれの項目に対する意見・要望事項、理由につきましては、議案書に記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

なお、総会で可決された上は、茨城県農業会議へ提出いたしますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

以上となります。

議長（飯野 和男）

ありがとうございました。

ただいま大野委員長より報告がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて議案第9号に対する質疑を終結します。

これより採決します。

議案第9号について、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので異議なしと認め、議案第9号 令和9年度国・県農業施策に対する意見・要望（案）については、原案のとおり決定します。

議案第10号 つくば市農業経営強化の促進に関する基本的な構想の策定に係る意見について

議長（飯野 和男）

次に、議案第10号 つくば市農業経営強化の促進に関する基本的な構想の策定に係る意見についてを議題とします。

事務局の提案説明を求めます。

事務局（小池係長）

議案第10号 つくば市農業経営強化の促進に関する基本的な構想の策定に係る意見についてを御説明いたします。

こちらは、農業経営基盤強化法に基づき、茨城県が5年ごとに作成している農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針が本年3月に見直されたことに伴い、本市においても同様に、つくば市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を見直すこととなったことから、議案として上程されたものでございます。

農業委員会の意見としましては、つくば市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を見直すことに對し、特に異議はないとのお答えすることによってよろしいでしょうか。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（飯野 和男）

ただいま事務局の説明がありましたが、質問、意見等ありましたらお願いします。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

質問、意見共にはないので、これにて議案第10号に対する質疑を終結します。

これより採決します。

議案第10号を原案のとおり承認することに異議ありませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（飯野 和男）

異議なしの声がありましたので、異議なしと認め、議案第10号 つくば市農業経営強化の促進に関する基本的な構想の策定に係る意見については、異議なく承認することに決定します。

議長（飯野 和男）

次に、日程第3、報告第1号から第8号についてですが、内容は議案書49ページから77ページまでに記載のとおりですので、説明は省略します。

報告第1号から報告第8号について、質問等はありませんか。

＜「なし」と呼ぶ者あり＞

議長（飯野 和男）

質問、意見共にないようですので、報告第1号から報告第8号について終了します。

閉会の宣告

議長（飯野 和男）

以上で、議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和8年第8回総会を閉会します。

【午後3時20分 閉会】

議長

農業委員会委員

農業委員会委員